

令和8年8月1日からの資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を送付します。
「資格確認書」は送付されませんので、マイナ保険証をご利用ください。

◆資格情報のお知らせとは

マイナ保険証を普段から使用している方へ送付される書類になります。
こちらには、氏名や被保険者番号及び、一部負担金の割合等が記載されております。
この資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。マイナ保険証をご利用ください。

医療機関等の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合、マイナ保険証と資格情報のお知らせを一緒に提示することで受診できます。

◆マイナ保険証を普段から使用している方とは

マイナ保険証を普段から使用している方とは、次の条件を両方満たしている方です。

①過去12か月間にマイナ保険証を6回以上利用している。

②概ね3か月以内にマイナ保険証の利用実績がある。

※令和8年4月末時点で①、②を満たしているか判定します。

◆資格確認書が必要な方は（要配慮者に係る資格確認書の交付申請について）

マイナ保険証での受診が困難になった場合は、裏面の「後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書」に記入の上、お住まいの市区町村窓口へ提出することで資格確認書を交付します。

一度申請していただければ、以後継続して更新時に資格確認書を交付します。

◆有効期限が切れた古い資格確認書の処分方法

個人情報に記載されておりますので、ハサミで裁断する等してから破棄をお願いします。

◆マイナンバーカードや電子証明書の有効期限切れについて

有効期限が切れている場合、医療機関等でマイナ保険証が使えないので、マイナンバーカードや電子証明書の更新を行うか、資格確認書の申請をしてください。

・マイナンバーカード：カードを取得してから10回目の誕生日まで。

・電子証明書：電子証明書の発行から5回目の誕生日まで。

※マイナンバーカードや電子証明書の有効期限切れは、お住まいの市区町村のマイナンバーカード担当窓口で更新することができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ

・マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178

（5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。）

・受付時間（年末年始を除く） 平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30

【お問い合わせ先】

千葉県後期高齢者医療広域連合

資格保険料課 TEL 043-308-6768

または、お住まいの市区町村の担当窓口